

8-1 水質保全の歩み

昭和40年代から琵琶湖や河川の水質汚濁が著しくなったことから、工場排水の規制強化や生活排水対策を講じてきました。その結果、公害や琵琶湖の富栄養化の進行は抑制されています。今後、琵琶湖を健全な姿で次世代に継承するためには、生態系の保全も含めて琵琶湖の総合的な保全を進めることが大切です。

1. 水質汚濁による公害対策

昭和40年代に、高度成長と都市開発の進展に伴い、河川、海域等の公共用水域の水質汚濁が著しくなったことから、国は水質汚濁防止法(1970年)を制定しました。滋賀県でも、水質汚濁の大きな原因であった工場排水の規制基準を強化するため、水質汚濁防止法より厳しい排水基準を規定する条例(上乗せ条例、1971年)を制定するとともに、規制対象の拡大や規制項目の追加をするため、公害防止条例(1972年)を全面改正しました。

1977年に、琵琶湖で富栄養化現象である淡水赤潮が大規模に発生した後、県では「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例(琵琶湖条例、1979年)」を制定、1980年7月1日に施行しました(P.80「4-1」、P.196「8-2」参照)。

また、全国的にも湖沼の水質改善が進まないことから、国において、湖沼水質保全特別措置法(1984年)が制定されました。この法律を受けて、県では、1987年に第1期湖沼水質保全計画を策定し、下水道の整備をはじめとする総合的な水質保全対策を進めました(P.202「8-4」参照)。

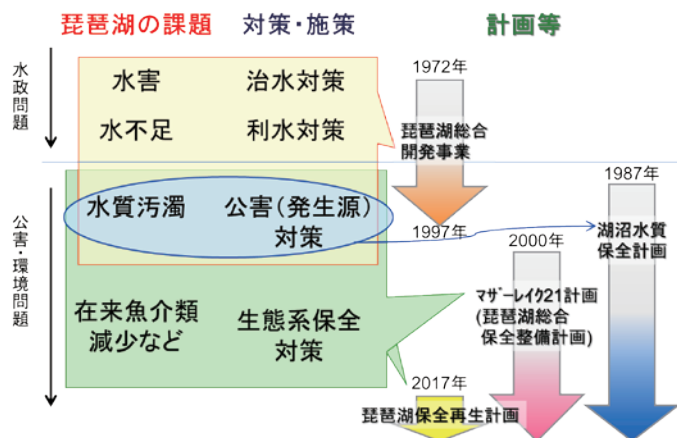


図8-1-1 琵琶湖の課題と計画

2. 生態系の保全

健全な琵琶湖を取り戻すためには、流入する汚濁の原因となる物質を削減する努力に加え、湖自身の健全な自然の営みを重視し、その維持と回復に努める必要があることから、1992年に「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」、2002年には「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」、2006年には「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」を制定するなど、豊かな生物の多様性を次世代に引き継いでいくための対策を進めています。



写真8-1-1 ヨシの刈り取り

3. 琵琶湖の総合的な保全

このような様々な取組にもかかわらず、琵琶湖の環境は大きく変わりつつあり、恵み豊かな琵琶湖の価値が損なわれるおそれがあります。県では、「琵琶湖保全再生施策に関する計画」「琵琶湖総合保全整備計画(マザーレイク21計画)」などにもとづき、琵琶湖を総合的に保全する取組を進めています(P.238「10-4」参照)。

西暦(年)	滋賀県内の水質保全に関する主な出来事
1971(昭46)	「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例(上乗せ条例)」制定
1972(昭47)	「滋賀県公害防止条例」全面改正
1977(昭52)	ウログレナ赤潮大発生
1979(昭54)	「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」制定
1987(昭62)	「第1期湖沼水質保全計画」策定
1992(平4)	「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」制定
2000(平12)	「マザーレイク21計画」策定
2002(平14)	「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」制定
2006(平18)	「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」制定
2011(平23)	「マザーレイク21計画(第2期)」改定
2012(平24)	「マザーレイクフォーラム」設立
2017(平29)	「琵琶湖保全再生施策に関する計画」策定

表8-1-1 滋賀県内の水質保全に関する主な出来事

琵琶湖政策課・琵琶湖保全再生課